

## 3 . 施策の内容

### 基本目標 1 やさしい心と主体性を育む取り組みの推進

#### (1) 現状と課題

高齢者や障害者などの自立や社会参加を進めるために、道路や建築物など社会基盤施設のバリアフリー化が必要ですが、施設や設備のバリアフリー化を推進することだけでは、人にやさしいまちは実現できません。

まちづくりは人づくりとの観点から、地域社会を構成する一人ひとりが高齢者や障害者などに対する理解を深める「心のバリアフリー\*」の推進が求められています。

そのため、学校教育や福祉教育、生涯学習事業など、さまざまな機会を通して、市民一人ひとりの心のバリアフリー\*を推進する必要があります。

また、まちのバリアフリー化や、地域の援助活動を必要としている人たちに対し情報が確実に行き届くよう、市が率先して情報を収集するとともに、ホームページなどの活用を通して積極的に情報を発信していく取り組みも必要です。

西東京市では、平成18年に、市民・事業者・社会福祉協議会との協働により「お出かけ情報地図（ふれあいのまち西東京市バリアフリーマップ）」を作成しましたが、まちの状況は日々変わっていくことから、今後も引き続き、情報の更新・充実を図っていくとともに、幅広く市民に情報を伝達する手段を検討する必要があります。

さらに、高齢者や障害者などに対する理解を深めるだけでなく、思いやりの心を持った具体的な活動へつなげるため、地域の支えあい活動を活性化する必要があります。

本市では、社会福祉協議会が実施する「ふれあいのまちづくり事業」において、高齢者や子どもの見守り、地域のパトロール、ボランティア\*や市民活動の支援を行っていますが、今後も、高齢者や障害者等の日常生活や社会参加を地域で支援する活動を活性化するとともに、活動の担い手となる人材を確保することが必要です。

(2) 関連するアンケート調査結果

「西東京市人にやさしいまちづくり条例」の認知度を見ると、一般成人では77.1%、高齢者では42.6%の人が「制定されたことも内容も知らない」と回答していることから、条例の周知が課題となっています。

人にやさしいまちづくりの推進において優先すべきことをたずねたところ（複数回答）、一般成人と障害者では「心のバリアフリー\*の推進」が、高齢者では「地域における助け合い・支えあい活動の活性化」が半数近くとなっています。人にやさしいまちづくりの推進には、市民のやさしい心を育む必要があると考えている人が多いことがうかがえます。

o . 西東京市人にやさしいまちづくり条例の認知度

【一般成人】



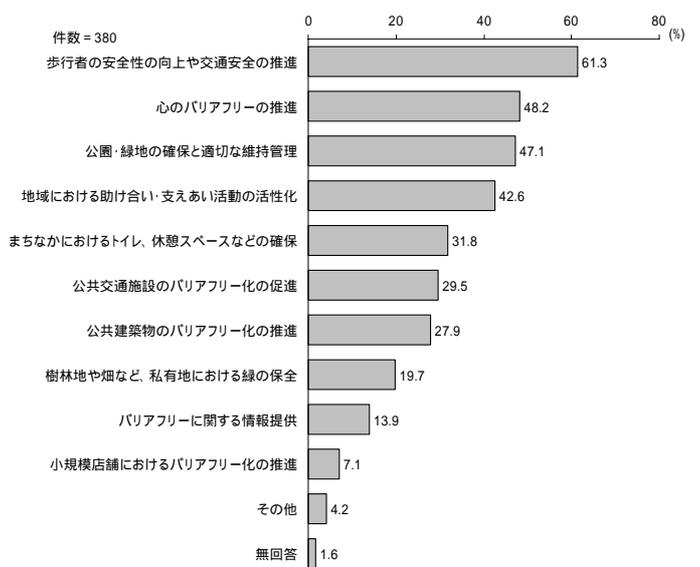
【高齢者】



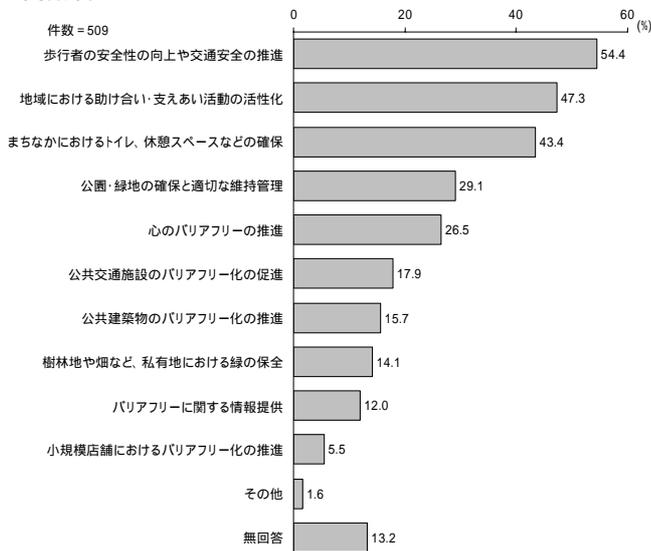
- 条例が制定されたことも内容も知っている
- ▨ 条例が制定されたことは知っているが、内容は知らない
- 条例が制定されたことも、内容も知らない
- 無回答

p . 人にやさしいまちづくりの推進において優先すべきこと

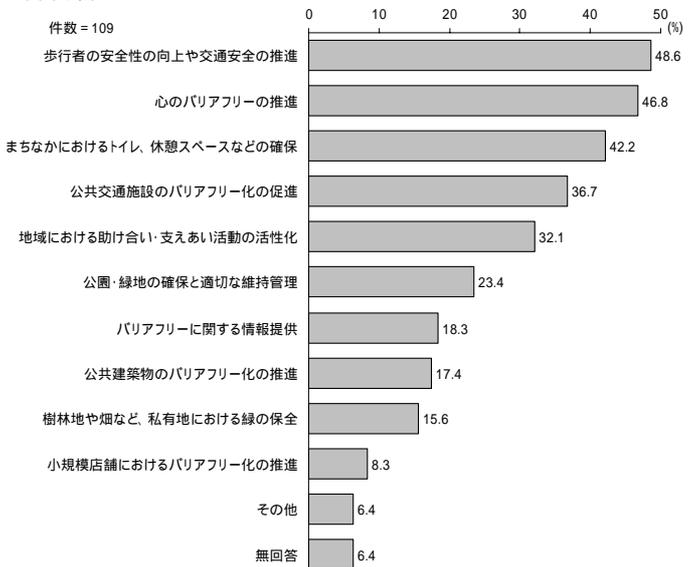
【一般成人】



【高齢者】



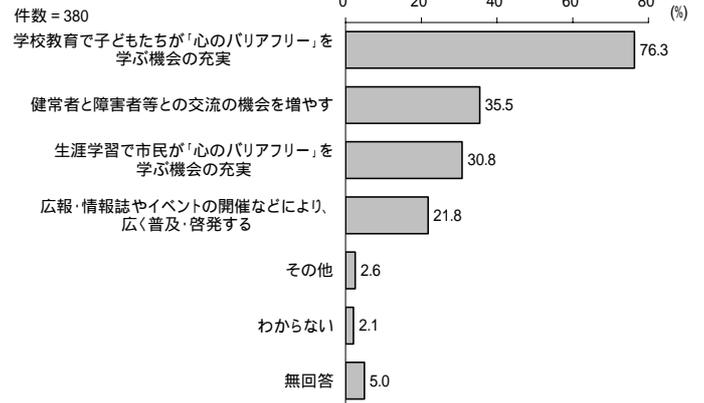
【障害者】



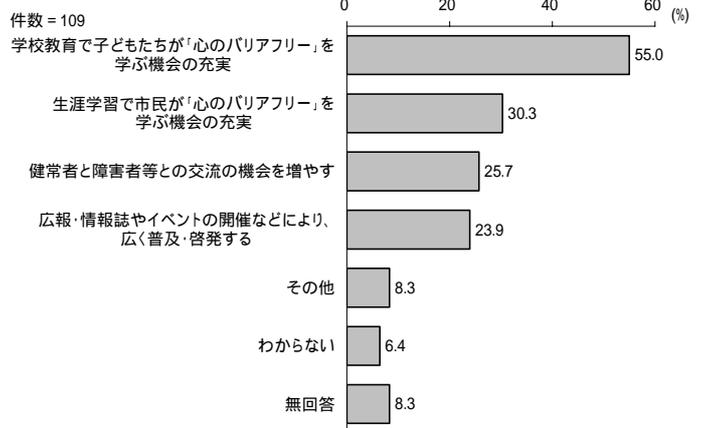
高齢者や障害者への手助けのために必要な取り組みとしては（複数回答）、一般成人、障害者、高齢者のいずれも「学校教育で子どもたちが『心のバリアフリー\*』を学ぶ機会の充実」との回答が最も多くなっており、学校教育への期待が高くなっていることがわかります。また「生涯学習で市民が『心のバリアフリー\*』を学ぶ機会の充実」も、それぞれ3割程度となっており、児童だけでなくおとなの学習・啓発が必要と考える人も見られます。

q . 高齢者や障害者への手助けのために必要な取り組み

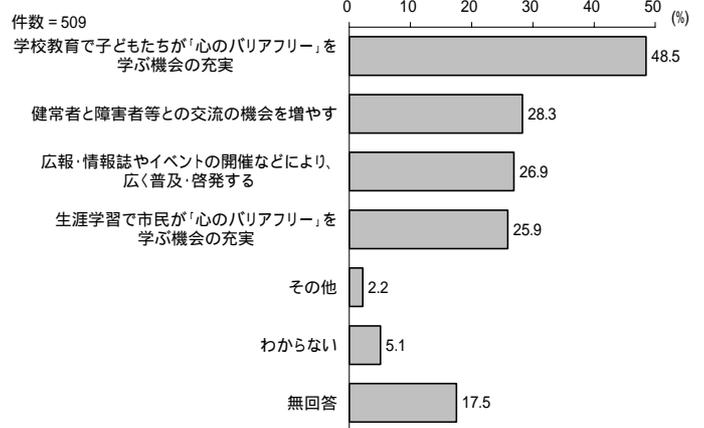
【一般成人】



【障害者】



【高齢者】



## (3) 施策と取り組みの内容

## 1 - 1 心のバリアフリー\*等の推進

▶ 条例の周知とともに、市民の意識啓発と学習機会の充実を図ります

## 1) 条例の周知と基本理念の普及・啓発

- ▶ 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」（特に第3条の基本理念）について市民・事業者への周知を図り、市民・事業者に対して、人にやさしいまちづくりに協力いただけるよう啓発します。【都市計画課】

## 2) 市民に対するバリアフリー教育の推進

- ▶ 市内小中学校の道徳、総合的な学習の時間等を活用し、障害者の疑似体験や高齢者、障害者またはボランティア・市民活動センターからの講師を招いた授業など、児童の高齢者や障害者への理解を深める福祉教育を推進します。【教育指導課、生活福祉課】
- ▶ 次期「西東京市生涯学習推進計画（平成21年3月策定）」との連携を図り、公民館等で実施している市民の生涯学習のメニューに、高齢者・障害者等への理解を深める学習や、バリアフリー\*・ユニバーサルデザイン\*の知識を高める学習など、人にやさしいまちづくりを促進する学習の導入について検討します。【社会教育課、公民館】

## 3) 学校や地域での環境学習の推進

- ▶ 市内の小中学校では、総合的な学習の時間等を活用し、地球環境問題や身近な環境保全活動等についての学習を推進します。【教育指導課】
- ▶ 「西東京市環境学習基本方針（平成20年3月策定）」に基づき、関係機関が連携を図りながら、学校教育における実践的な環境教育プログラムを検討していきます。【環境保全課】

- ▶ 次期「西東京市生涯学習推進計画」及び「西東京市環境基本計画」（平成15年度策定）が連携を図りながら、地域における環境学習を充実することにより、市民の環境保全に関する知識を高めるとともに、地域の環境保全活動への参加を促進していきます。【社会教育課、環境保全課】
- ▶ 平成20年度にオープンした「エコプラザ西東京\*」を環境学習・活動の拠点として位置づけ、環境に関する情報提供や、環境月間（毎年6月）にあわせたイベント、講座等を実施します。【環境保全課】
- ▶ 環境学習講座やリーダー養成講座を実施したり、環境活動市民団体の活動を支援するなど、市民の環境に対する意識を高めるさまざまな取り組みを推進します。【環境保全課、公民館】

#### 4) 世代間交流や障害者との交流の推進

- ▶ 市内の人材を活用するとともに高齢者施設等との連携を図りながら、学校等における世代間交流を推進し、「昔遊び」の伝承など、さまざまな形で児童と高齢者がふれあえる機会を充実することにより、高齢者に対する理解を深めていきます。【教育指導課ほか】
- ▶ 保谷公民館や田無公民館で実施している障害者の学級（くるみ学級、あめんぼ青年教室）を通して、障害者と市民との相互理解を深めます。【公民館】

## 1 - 2 情報の収集・提供

▶市民との協働によりバリアフリー\*に関する情報を収集し、幅広く提供します

## 1) 市ホームページによるバリアフリー情報の提供

▶ 庁内の関係各課が横断的に連携を図ることにより、人にやさしいまちづくりに関する情報を一元的に管理するとともに、広く市民に情報が行き届くよう、市のホームページを最大限に活用します。【都市計画課】

## 2) 市民との協働によるバリアフリーマップの更新・充実

▶ 平成18年に作成した「お出かけ情報地図（ふれあいのまち西東京市バリアフリーマップ）」について、今後も市民・事業者・社会福祉協議会との協働により情報を更新・充実していきます。【生活福祉課】

**11 B-2 ひばりが丘公民館** ひばりが丘2-3-4  
TEL 0424-24-3011  
FAX 0424-24-6010  
9:00~22:00  
第4月曜日  
トイレに手すりあり。

**12 B-1 ひばりが丘福祉会館** ひばりが丘2-8-27  
TEL 0424-24-0262  
FAX 0424-24-0263  
9:00~17:00、  
入浴時間は12:00~16:00(水・土曜日休)、  
9:00~22:00(地域社会の利用一部)  
休日 日曜日、祝日  
60歳以上の健康者にとって楽しく過ごせる施設。高齢者や障害者に対応した昇降機あり。トイレに手すり、非常ボタンあり。

	出入口の段差 2cm以内		自動ドア		点字案内や 誘導ブロック		車いす用トイレ		手話がでる 店員などいる 困っているときに 手助けができる
	出入口の幅 80cm以上		エレベーター		駐車場		洋式トイレ		ベビーチェア ベビーベッド
	出入口にスロープ		エスカレーター		障害者用駐車場 もある		ベビーチェア ベビーベッド		

お出かけ情報地図（ふれあいのまち西東京市バリアフリーマップ）

- ▶ 情報を必要とする人が確実に情報を入手できるよう、ホームページによる公開を検討します。【生活福祉課ほか】

### 3) 事業者との連携による施設情報、サービス情報の収集・提供

- ▶ 店舗や生活利便施設の利用にあたって、高齢者や障害者には手話通訳・介助などのサービス、乳幼児連れの方には授乳室やベビーベッドなどの設置状況、外国人には外国語による案内サービスなどが必要です。「お出かけ情報地図（ふれあいのまち西東京市バリアフリーマップ）」の更新にあわせて、事業者との連携を図りながら、こうしたサービスについての情報を収集し、市民に提供していきます。【生活福祉課ほか】

### 4) 支えあいの活動に関する情報の収集・提供

- ▶ 市が提供している健康づくりや福祉サービスに関する情報を一元管理するとともに、市民に対して総合的・体系的に提供していきます。当面は、各課による情報の充実を図り、市ホームページにより提供していきますが、将来的には、独立した情報システム（福祉情報総合ネットワーク）の構築に向けて検討していきます。【生活福祉課】
- ▶ 市内の小学校通学区域において地域住民が主体となって進めているふれあいのまちづくり事業が、地域における支え合い活動の基盤として機能するように、地域の民生委員・児童委員、福祉施設、NPO法人\*、自治会・町内会等の連携、情報交換や参加促進のための情報発信を支援していきます。また、ボランティア・市民活動センターや（仮称）市民協働推進センター\*について、広く市民に周知する活動を支援し、地域住民の支え合い活動への参加を促進します。【企画政策課、生活福祉課】

### 1 - 3 とともに支えあう活動の支援

▶地域における助けあいや支えあい活動を支援します。

#### 1) 地域コミュニティの形成促進

- ▶ 防災・防犯意識の高まり、ひとり暮らしの高齢者世帯の増加などに伴い、地域コミュニティの重要性は高まっています。このため、地域コミュニティのあり方として、自治会活動の活性化方策、高齢化への対応方策、行政と住民による協働の実現方策等について、関係各課の連携体制のもとに検討していきます。【生活文化課】
- ▶ 市民や関係機関等の参画による「（仮称）コミュニティ検討委員会」の設置について検討します。【生活文化課】

#### 2) 地域における福祉人材の育成と活動拠点の整備

- ▶ 地域における福祉活動の担い手となるボランティア\*、NPO法人\*、地域活動団体を育成するため、講演会・研修会・実習等を主催する社会福祉協議会の取り組みを支援します。【生活福祉課】
- ▶ 商店街の空き店舗や学校の空き教室等を利用して、地域福祉に関する情報提供、利用者相互の情報交換、高齢者へのミニデイサービス\*、福祉の担い手育成等を行う地域福祉の拠点づくりを進めます。現在は4箇所が整備されていますが、将来は19の小学校通学区域に20箇所の設置を目標とします。【生活福祉課】

#### 3) みんなで支えあう地域づくりの支援

各小学校通学区域においては、ふれあいのまちづくりの活動を基盤として、地域活動団体や、自治会、ボランティア等が連携し、地域の課題を解決する力を高め、日常生活圏域（市内4圏域）においては、専門家や専門機関が連携して、小学校通学区域の活動の活発化を支援し、さらに全市域でそれぞれの活動が機能するように総合的な支援を行い、支えあう地域社会の形成を推進します。【生活福祉課】

#### 4) 高齢者のささえあいネットワーク事業の推進

- ▶ ささえあいネットワーク事業では、ささえあいネットワーク協力員、協力団体、民生委員、地域包括支援センター（市内8箇所）、関係機関が連携し、高齢者の安否確認、相談、専門機関への連絡などを実施してきました。平成20年8月からは、月1回高齢者の自宅を訪問し、週1回外からの見守りを行い安否確認する「ささえあい訪問サービス\*」を開始していますが、現在では利用者が少ない状況にあることから、今後は見守りが必要な高齢者に対してサービスの利用を働きかけていきます。【高齢者支援課】

#### 5) 障害者の生活支援のネットワーク\*の形成

- ▶ 平成23年には（仮称）障害者福祉総合センター\*の整備を予定しています。今後は、市の窓口、（仮称）障害者福祉総合センター\*、関係機関とのネットワーク\*づくりを進め、相談支援体制の充実を図りながら、障害者への生活支援を充実していきます。【障害福祉課】

#### 6) 防災・防犯市民組織活動への支援

- ▶ 市内では、町会・自治会及びマンションの管理組合を母体とする防災市民組織が組織されており、市の支援を得て、防災訓練や備蓄品・資機材の購入等を進めています。今後はより一層のPRを図り、防災市民組織の立ち上げを促進していきます。【危機管理室】
- ▶ 市民との連携により、下校時のパトロール等を継続することにより、市民の防犯意識を高めていきます。また、「西東京市犯罪のない安全なまちづくり条例」に基づき、防犯協会をはじめとする自主防犯活動団体の防犯活動を支援していきます。【危機管理室】

#### 7) 災害時に備えた要援護者への支援体制づくり

- ▶ 地域防災計画及び地域福祉計画\*等で位置付けられている災害時要援護者対策\*に基づき、災害発生時に備えて、自力での避難が困難な高齢者、障害者等に対する地域住民による支援体制づくりを推進します。【危機管理室、高齢者支援課、障害福祉課、生活福祉課ほか】

## 8) 子どもの緊急避難場所の確保（子ども110番ピーポくんの家）

- ▶ P T A・青少年育成会が主体となり、子どもたちが地域で事件・事故に巻き込まれそうになったとき緊急避難場所として逃げ込める家（子ども110番ピーポくんの家）を公募するとともに、保護者に対して周知を図ります。市は、協力者の家に貼るステッカーなどを配布し、子どもたちの不安解消と地域ぐるみでの子どもたちの避難場所確保の活動を支援していきます。【児童青少年課】

## 9) ボランティア\*、N P O\*、市民活動の支援

- ▶ 社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターが実施している相談、情報提供、講習会等の充実を支援し、市民のボランティア活動への理解と参加を促進します。【生活福祉課】
- ▶ 近年では、地域における問題の解決に対し、市民活動団体、N P O法人\*等の果たす役割は大きくなっています。そこで、市では、平成20年度に「（仮称）市民協働推進センター\*」を設置し、これから活動を開始したい市民への情報提供や相談、N P O法人\*等の設立支援、すでに活動を開始した団体相互のネットワーク\*づくりなど、段階に応じた支援を行い、協働によるまちづくりを推進します。【企画政策課】
- ▶ 「地域活動情報ステーション\*」を構築し、市内各団体の活動内容などを幅広く紹介することにより、地域の活動への市民の参加を促進していきます。【企画政策課】

## 基本目標 2 すべての人にやさしい公共空間づくり

### (1) 現状と課題

公共施設は、不特定多数の人が訪れる場所であることから、高齢者、障害者、子ども、乳幼児などの子ども連れなど、あらゆる人たちの来訪を想定しバリアフリー化を進める必要があります。

また最近では、すべての人のために、はじめからバリアをつくらないというユニバーサルデザイン\*の考え方が広がっており、今後、市の公共施設整備においては、ユニバーサルデザイン\*の考え方を実践することが必要です。

道路においては、幹線道路に十分な歩道が確保されていないこと、幅員の狭い生活道路に渋滞を迂回する自動車が進入していること等により、歩行者の安全確保が十分ではありません。平成19年度に実施された本市の市民意識調査を見ると、市外への転出意向を持っている人の3割以上が「道路等の都市基盤が整っていない」ことを理由としています。今後も道路、特に歩道の安全性・快適性の向上に向けた取り組みが必要です。

多くの人々が日常的に利用する駅周辺などにおいても、だれもが安心して利用できるように必要な改善を図る必要があります。市では「人にやさしいまちづくり事業\*整備計画」を順次策定し、駅舎や駅前広場をはじめとする駅周辺地区の整備を進めてきました。今後も、ひばりヶ丘駅北口の整備など、人にやさしいまちづくり事業\*を推進していく必要があります。

市民の身近な足である路線バス・はなバスのサービス向上により、だれもが気軽に市内を移動しやすい環境を整えていくとともに、公共交通サービスを利用することができない高齢者や障害者等に対する移送サービスを充実していくことも必要です。

全域が市街化区域\*となっている本市では、農地や樹林地の宅地化が進み、まちの緑が減少しつつあります。また、公園の誘致距離\*から外れている地区も残っており、新たな公園の整備により、公園の適正な配置をめざす必要があります。

本計画では、まちの憩いや潤いの創出についても施策として位置づけ、「西東京市みどりの基本計画（平成16年7月）」との連携を図りながら、公園・緑地の確保と適切な維持・管理を推進していくこととします。

(2) 関連するアンケート調査結果

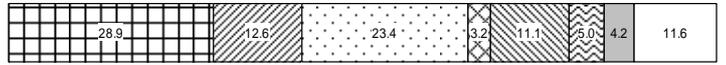
バリアフリー化を必要とする市内の公共施設をたずねたところ、一般成人、障害者では「市役所・出張所」を挙げる人が最も多くなりました。高齢者は「地区会館・地区集会所・コミュニティセンター」が最も多くなっています。そのほか「福祉施設」や「図書館・公民館」などに対するバリアフリー化の要望も見られます。

改善の内容としては「入口や施設内の段差をなくす」「だれでも使いやすいトイレにする」などの回答が多く寄せられました。

j . バリアフリー化を必要とする市内の公共施設

【一般成人】

件数=380



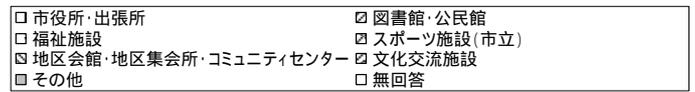
【障害者】

件数=109



【高齢者】

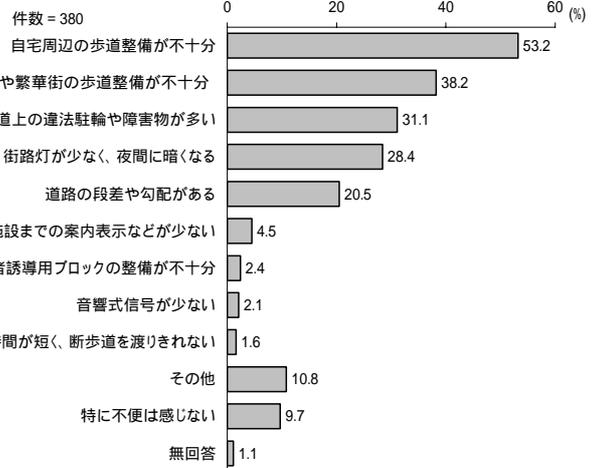
件数=509



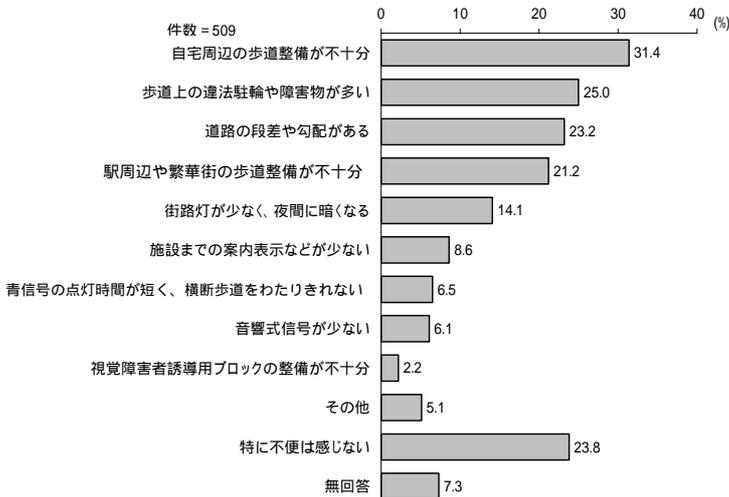
道路において不便と感じることをたずねたところ(複数回答)、「自宅周辺の歩道整備が不十分」「駅周辺や繁華街の歩道整備が不十分」「道路の段差や勾配がある」「歩道上の違法駐輪や障害物が多い」などが挙げられています。安全で快適な歩道の整備が課題となっています。

f . 道路において不便と感じること

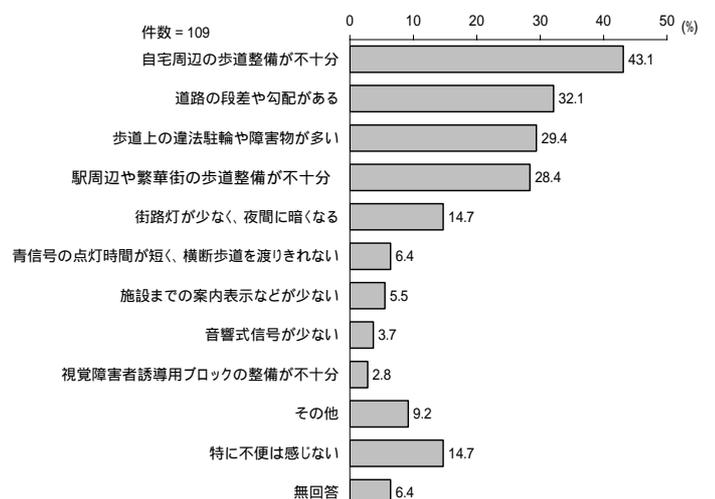
【一般成人】



【高齢者】



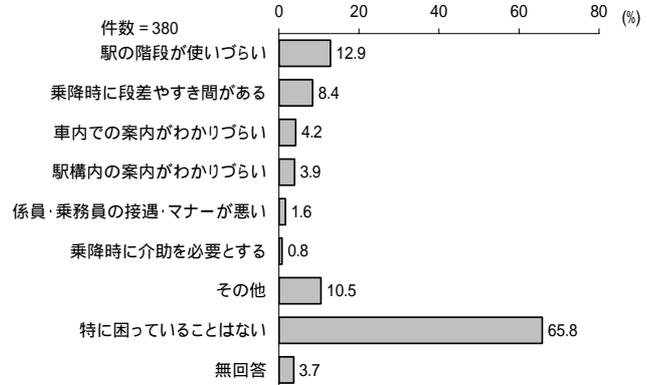
【障害者】



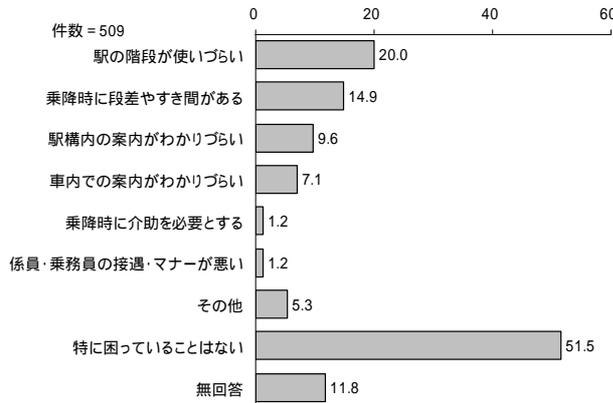
電車を利用するとき困っていることをたずねた結果では、障害者や高齢者から「乗降時に段差やすき間がある」「駅の階段が使いづらい」などの回答が多く見られました。高齢者からは「駅構内の案内がわかりづらい」も多くなっています。また、障害者からは、その他の意見として「エレベーターや優先席を健常者が利用しており、障害者が利用できない」などの意見も見られました。

h. 電車を利用するとき困っていること

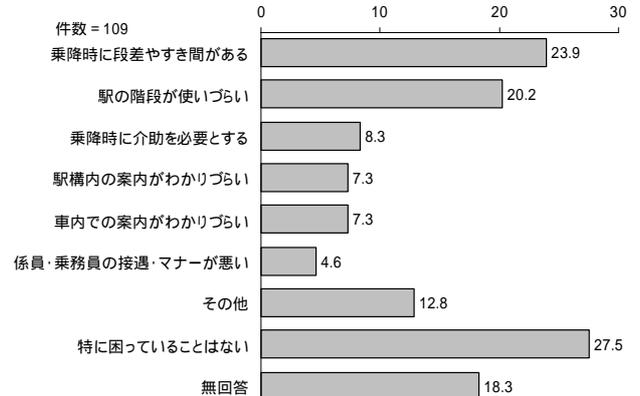
【一般成人】



【高齢者】



【障害者】



同様にバスを利用する際に困っていることをたずねた結果、特に高齢者や障害者では「乗降時に段差がある」「バス停に段差がある」などの意見が2、3割程度見られました。一般成人では、1割程度の人が「バス停での案内がわかりにくい」などの意見が見られました。

市内の緑化のために必要な取り組みについてたずねたところ、一般成人、障害者、高齢者ともに「公共施設敷地の積極的な緑化」(58.7%、45.9%、36.7%)との意見が多く、緑化のための手段として重要視されていることがわかりました。

まちなかで危険と感じる場所を具体的にたずねたところ、「駅周辺」「人と車、自転車が混在する道路や歩道」に関する意見が多く見られました。具体的には、保谷駅・田無駅の周辺、田無駅付近の踏切、青梅街道、新青梅街道などが多く見られました。これらを踏まえ、今後も、まちなかにおける安全な空間整備を順次推進する必要があります。

## r . まちなかで危険だと感じる場所

		【一般成人】	【障害者】	【高齢者】
意見総数		299件	67件	283件
主な意見	駅周辺	68件 うち、 ・保谷駅：36件 ・田無駅：14件 ・ひばりヶ丘駅：10件 ・東伏見駅：9件 ・柳沢駅：4件	6件 うち、 ・保谷駅3件	38件 うち、 ・保谷駅：21件 ・田無駅：11件 ・ひばりヶ丘駅：4件 ・柳沢駅4件
	踏切	19件 うち、 ・田無駅付近：8件	4件	15件 うち、 ・田無駅付近：11件
	交差点	9件	4件	7件
	店舗の周辺、商店街	3件	3件	6件
	信号や横断歩道	12件 うち、 ・信号がない：5件	2件	4件
	道路の見通しが悪い、暗い	8件	1件	3件
	道路や歩道の段差や障害物	4件	2件	8件 うち、 ・自転車の歩道通行：5件 ・電柱：4件
	人と車、自転車が混在する道路や歩道	76件 うち、 ・青梅街道：16件 ・新青梅街道：8件 ・府中道：7件	21件 うち、 ・青梅街道：3件 ・新青梅街道：4件 ・保谷新道：3件	68件 うち、 ・青梅街道：15件 ・新青梅街道：6件
具体的な場所の記述なし		101件	24件	134件

(3) 施策と取り組みの内容

2 - 1 公共建築物のバリアフリー化等の推進

▶不特定多数の人が利用する身近な施設のバリアフリー化を推進します

1) 市役所庁舎におけるユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の推進

- ▶ だれもが安心して利用できる庁舎をめざして、今後も引き続き田無庁舎・保谷庁舎についてユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の整備を継続して行っていくとともに、敷地内や建築物における緑化と適切な維持管理を推進し、快適性の向上を図ります。【管財課】
- ▶ 市民のニーズを踏まえた効果的な整備を推進するためには、施設の使い勝手や改善要望など、市民の意向を把握することが有効と考えられます。そのため、今後の庁舎の改修に際しては、改修の計画・設計段階において市民の意見を反映するプロセスの導入について検討していきます。【管財課】

2) だれもが利用しやすい公共施設（図書館・公民館、文化・スポーツ施設等）の整備

- ▶ 図書館・公民館のうち、保谷駅南口再開発事業により新設された保谷駅前公民館・図書館を除いては老朽化が進んでいます。エレベーターや入口の自動扉の設置など、ある程度のバリアフリー化は施されていますが、一部の施設についてはトイレの洋式化、だれでもトイレの設置、スロープの改良などが必要です。今後も、老朽化に伴う改修を進める中で、バリアフリー化についても順次実施していきます。【図書館・公民館】
- ▶ 西東京市民会館及びこもれびホールにおいて、今後の改修や修繕にあわせて、だれにとっても利用しやすい施設となるよう、必要な対策を検討していきます。【生活文化課】
- ▶ スポーツセンターや総合体育館などの屋内施設では、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていないなど、バリアフリー化は十分とは言えない状況にあります。今後、施設の老朽化対策として実施する改修等にあわせ、順次バリアフリー化を進めていきます。【スポーツ振興課】

## 2 - 2 まちなかにおける安全性の向上

### ▶安心して通行できる道路環境を創出します

#### 1) 快適な道路空間の創出

- ▶ 歩道が設置されている道路については、歩道のバリアフリー化と適切な維持管理を行い、快適な歩行空間の確保に努めます。【道路管理課、道路建設課】
- ▶ 住宅地等においては歩道が設置されていない道路が多く、現状では用地上の制約等により十分な幅員の歩道を確保することが困難です。そこで、必要に応じて、道路構造やマーキング\*の工夫による自動車の走行速度抑制、カラー舗装\*による車と歩行者の分離など、歩行者の安全性を確保するための方策の導入について検討していきます。【道路管理課、道路建設課】

#### 2) 都市計画道路\*の整備推進

- ▶ 幹線道路としての役割を担う都市計画道路\*の整備は、自動車だけでなく歩行者の利便性を高めることにもつながります。そのため、東京都との連携を図りながら、引き続き都市計画道路\*の整備を進めます。また、都市計画道路\*では共同溝の整備により電線類の地中化を行います。【道路建設課】

#### 3) 自転車駐車場の整備及び利用促進

- ▶ 現在整備中のひばりヶ丘駅南口自転車駐車場（平成21年度供用開始予定）に引き続き、駅周辺を中心に自転車駐車場の整備を進めるとともに、市民への利用を促進し、歩行者にとってバリアとなる路上等への放置自転車等の防止を図ります。【道路管理課】

#### 4) 安全・安心な生活道路の整備

- ▶ 市内5駅とその周辺地区における「人にやさしいまちづくり事業\*」やひばりが丘団地、向台地区などの地区計画\*関連の周辺道路整備計画などに合わせ、交通量の増加が見込まれる住宅地の生活道路について拡幅及び歩道設置等の整備を行い、歩行者の安全性の向上に努めます。また、地区計画\*等との連携を図りながら、生活道路の整備を進めていきます。【道路建設課】

#### 5) 交通事故や犯罪のない道路環境づくり

- ▶ 道路交通の円滑化を図るとともに、交通事故を未然に防止するため、市民からの設置要望等も踏まえながら、道路反射鏡、道路区画線（スクールゾーンの表示など）、ガードレールなどの交通安全施設を設置していきます。【道路管理課】
- ▶ 夜間の交通安全と防犯対策のため、市民からの設置要望等を踏まえ、市内道路上に街路灯を設置していきます。また、商店街や団地の自治会などに対して街路灯に要する電気代の補助を行います。【道路管理課】

#### 6) 駅周辺における快適なまちづくりの推進

- ▶ ひばりヶ丘駅北口について、駅前広場、都市計画道路\*の整備を進めます。さらに、都市計画道路\*沿道については、まちづくりのルールとなる地区計画\*の策定をめざします。【都市計画課、道路建設課】
- ▶ 保谷駅南口では駅前の土地の高度利用を図り、市民の生活利便性を高める施設を導入するとともに、駅前広場におけるバリアフリー化を図ります。【再開発課】
- ▶ その他の駅周辺についても、必要に応じて、快適性の向上をめざしたまちづくりの導入について検討していきます。【関係各課】

#### 7) 交通安全活動の推進

- ▶ 市民に対する交通安全の意識啓発として自転車教室、出前講座による交通安全教室、キャンペーンなどを随時開催します。また、交通安全週間における啓発などを通じて、市民の交通マナーの向上を促進します。【道路管理課】

#### 8) 通学路・通園路の安全確保の充実

- ▶ 子どもの通学路の交通安全施設の整備を充実するとともに、子供の通学時の安全を確保するため、通学路の点検、交通擁護員\*や交通安全協力員\*の拡充を図ります。【教育企画課、道路管理課】

## 2 - 3 公共交通機関等の利便性の向上

### ▶高齢者や障害者などの移動の利便性を向上します

#### 1) 鉄道駅のバリアフリー化事業の促進

- ▶ 市内5駅のバリアフリー化は着実に進められており、ひばりヶ丘駅北口を除き、エスカレーター、エレベーターの設置が完了しています。ひばりヶ丘駅北口についても、駅周辺まちづくりとの連携を図り、エスカレーター、エレベーターの早期設置をめざします。【都市計画課】
- ▶ エスカレーター、エレベーターの設置以外にも、駅構内におけるわかりやすいサインの設置など、すべての人が安心して利用できる駅とするために鉄道事業者に働きかけていきます。【都市計画課】

#### 2) 駅前広場等におけるバリアフリー化の促進

- ◆ バス・タクシー事業者との調整を図り、バス・タクシー・自家用車など利用者の安全性を確保するとともに、歩行空間の段差解消やわかりやすいサインの配置等により、すべての人にとって安全で快適な駅前広場の整備をめざします。【道路管理課、道路建設課】

#### 3) 路線バス・コミュニティバス\*（はなバス）の利便性向上

- ▶ 市内の路線バスについて、都市計画道路\*など新規道路の整備状況に応じて路線を拡充していくよう、事業者に働きかけていきます。【都市計画課】
- ▶ はなバスは、現在5つの路線で運行されていますが、路線バスとの役割分担に配慮しながら路線を見直し、市民の利便性向上を図ります。また、運行本数や料金についても検討し、将来にわたり安定したサービスが提供できるよう運営の健全化を図ります。さらに、障害者などに対する乗務員の接遇向上についても運行事業者に要請していきます。【都市計画課】

#### 4) 高齢者・障害者等への移送サービスの充実

- ▶ 高齢者や障害者など単独での公共交通機関の利用が困難な方の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人\*等、民間移送業者による移送サービスの充実を図ります。市及び西東京市社会福祉協議会が運営している福祉車両以外に、特定非営利活動法人が移送サービスを実施しており、今後も、サービスの利用状況・利用意向等を把握しながら、より利用しやすいサービスの実施を図っていきます。【高齢者支援課、障害福祉課】

### 2 - 4 公共の緑の保全と整備

- ▶市民の憩いと潤いのある生活環境を整備します

#### 1) 既存の公園・緑地の適切な維持管理

- ▶ 市が管理する公園や緑地においては、市民団体やボランティア\*による管理運営が行われています。ボランティア\*は、平成20年4月現在で600人以上が登録されていますが、最近では高齢者に偏っているのが現状です。今後は、幅広い年齢層の参加を促進するとともに、必要に応じてボランティア\*の資質を高める講座等を実施し、市民との協働による公園・緑地の適切な維持管理が将来にわたり継続されるための取り組みを推進します。【みどり公園課】



谷戸イチョウ公園



西原自然公園

## 2) 公園・緑地の確保

- ▶ 本市では、近隣市と比較して市民1人当たりの公園面積が少なくなっています。また、公園の誘致距離\*に含まれていない地区が依然として残っています。今後は、生産緑地や借地公園、樹林地、屋敷林等を計画的に買い取り、公園・緑地として整備し、公園空白地区の解消に努めます。【みどり公園課】
- ▶ 今後、街路整備事業により余剰地（残地）が発生した場合には、休憩場所や憩いの場として利用できる小規模公園（ポケットパーク\*）として整備していきます。【みどり公園課】

## 3) 水辺空間の整備促進

- ▶ 市内で唯一の一級河川である石神井川においては、東京都の河川事業により、市民が水辺とふれあうことのできる親水公園の整備が進められています。本市では、親水公園の早期完成に向けて、引き続き東京都に要請していきます。【みどり公園課】

## 4) 公共施設における緑化の推進

- ▶ 本市では、「西東京市みどりの保護と育成に関する条例」により、500㎡以上の民間宅地開発、中高層建築物に対して、所定の緑地面積を確保するよう義務づけています（東京都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」では、1,000㎡以上の民間施設が対象）。市が管理する公共施設においては、民間事業者に対して規範となるよう積極的な緑化の取り組みを推進します。【みどり公園課】
- ▶ 公園など公共用地に設置した花壇では、デザインや植え付けを市民団体との協働で行う「花いっぱい運動」を実施しています。また、花苗の一部は、活動団体が運営する市の育苗センターで育成しています。市では、活動を実施する団体に対し、植え付けに必要な花苗・資材等の支給を行っています。今後も、市民との協働による事業を継続していきます。【みどり公園課】

## 基本目標3 市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり

### (1) 現状と課題

市民の日常生活に欠かせない小規模な店舗や生活利便施設などでは、入口の段差をはじめとするバリアが残っている施設も少なくありません。そのため、店舗主等の協力を得ながら店舗等入口等の段差を解消するなど、だれもが気軽に利用できる整備を促進する必要があります。

また、高齢者や障害者などには、疲れやすい・突然具合が悪くなるなどの特性があったり、頻繁に医療・福祉器具の装着等が必要な人もいます。小さな子どもは疲れやすく、乳幼児連れの保護者は外出中であっても授乳やおむつ換えが必要です。

こうした外出に困難を来たす人たちに対しては、まちなかでもトイレやベンチ、休憩スペース、授乳スペースなどが気軽に利用できる環境を整備することにより、利便性が向上するものと考えられます。そこで、公共施設ばかりでなく民間施設に対しても協力を要請することによって、だれもが安心して外出できる環境づくりを促進する必要があります。

さらに、緑豊かなまちを形成するためには、公園・緑地など公共スペースの確保・整備だけでは限界があります。

一定規模以上の開発事業については、「西東京市人にやさしいまちづくり条例」及び「西東京市みどりの保護と育成に関する条例」に基づく事業者への指導と、事業者の理解・協力により、適切な公園と緑を確保していく必要があります。

現存する民有地における緑（屋敷林や農地等）については、土地所有者の理解と協力を得ながら保全・活用していく方策を検討する必要があります。

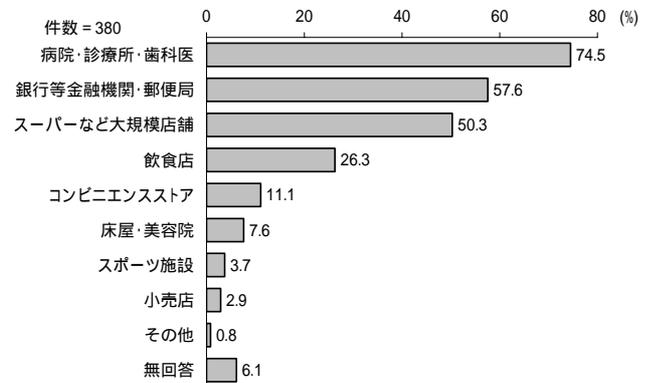
住宅地や事業所用地においても積極的な緑化を働きかけ、市民・事業者との協働により、まちの潤いを創出していくことが必要です。

(2) 関連するアンケート調査結果

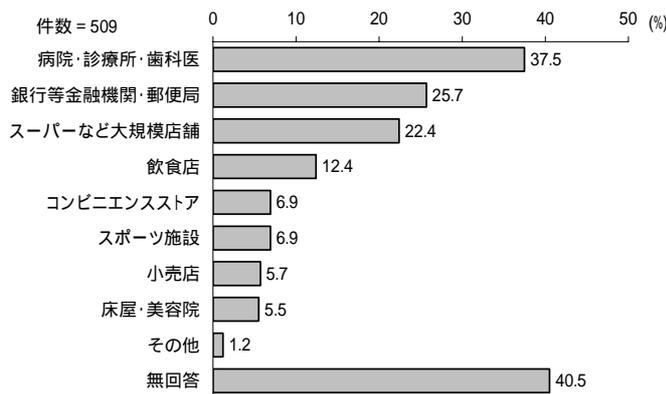
バリアフリー化を必要とする市内の民間施設をたずねたところ、一般成人、障害者、高齢者のいずれも「病院・診療所・歯科医」「銀行等金融機関・郵便局」「スーパーなど大規模店舗」に対する希望が高いことがわかりました。障害者では「飲食店」や「床屋・美容院」との回答も多くなっています。

k . バリアフリー化を必要とする市内の民間施設

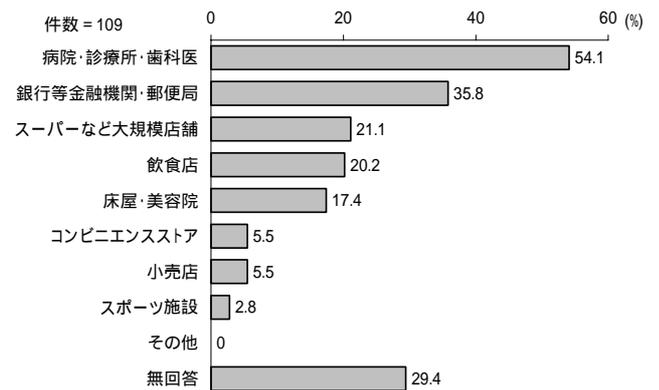
【一般成人】



【高齢者】



【障害者】

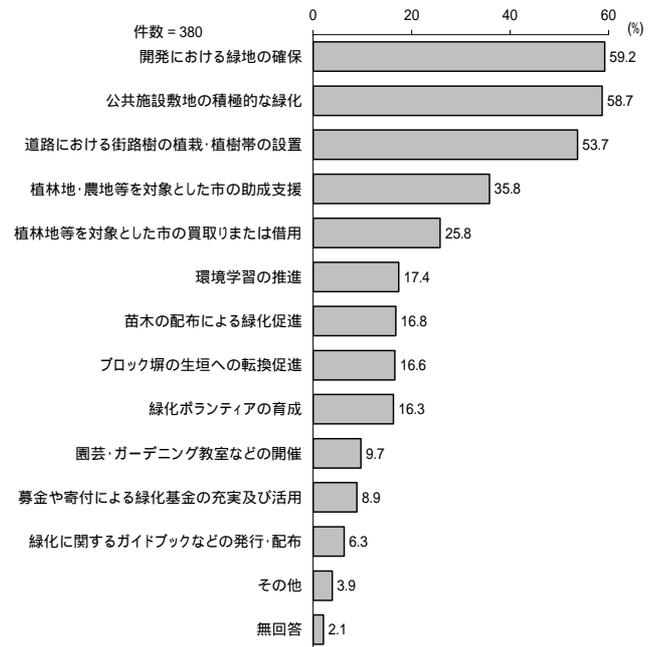


民間施設での必要な改善策については、一般成人、障害者、高齢者ともに「入口や施設内の段差をなくす」(73.2%、57.8%、36.1%)が最も多く、一般成人、障害者では「だれでも使いやすいトイレにする」(36.1%、32.1%)が続きます。高齢者では「ベンチや休憩スペースを設ける」(25.7%)と回答した人も多くなっています。「通路などに手すりをつける」「案内表示などを見やすくする」などについても、おおむね10%程度の方が回答しています。

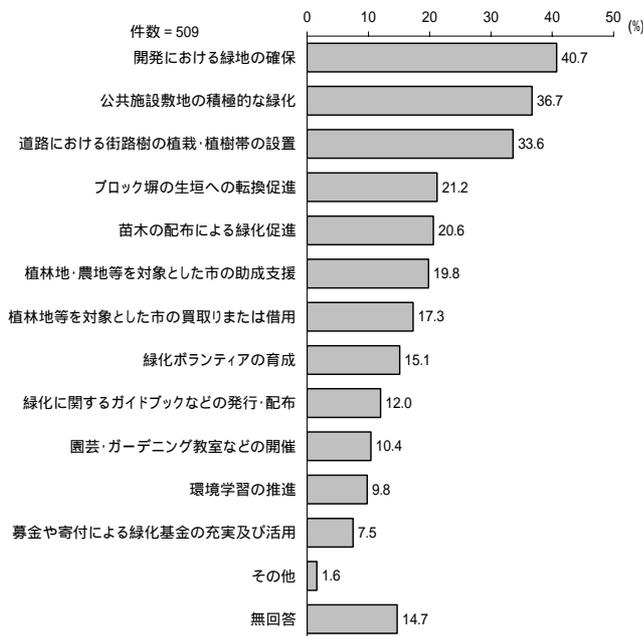
市内の緑化のために必要な取り組みをたずねたところ、一般成人、障害者、高齢者ともに「開発における緑地の確保」が最も多くなりました。次いで「公共施設敷地の積極的な緑化」「道路における街路樹の植栽・植樹帯の設置」など、公共用地における緑化を推進する意見が多くなっていますが、「ブロック塀の生垣への転換促進」や「苗木の配布による緑化促進」などの意見についても、おおむね2割程度の回答が見られました。

m. 市内の緑化のために必要な取り組み

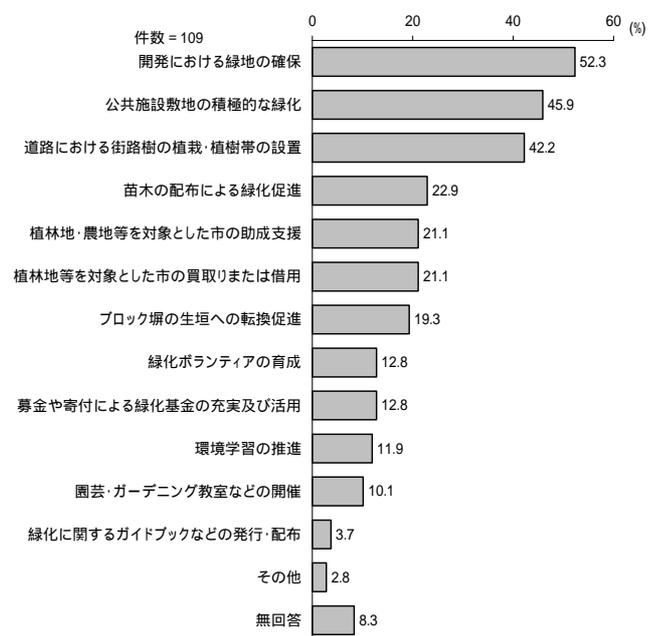
【一般成人】



【高齢者】



【障害者】



## (3) 施策と取り組みの内容

## 3 - 1 小規模店舗等のバリアフリー化に関する支援

▶市民の生活に欠かせない店舗などのバリアフリー化を促進します

## 1) だれもが利用しやすい施設の整備促進

- ▶ 高齢者や障害者、子どもや乳幼児連れなど、だれもが利用しやすい店舗や生活利便施設を増やしていくため、民間事業者に対してバリアフリー化の意義を啓発することにより、出入口における段差の解消や、わかりやすい案内サイン等の設置などの取り組みを促進していきます。【都市計画課】
- ▶ バリアフリー化を実施するためには、まず、現状の評価を行い、その上で具体的な改善方策を検討する必要があります。特に、法令（東京都福祉のまちづくり条例など）によりバリアフリー化が義務づけられていない小規模な施設に対し、現状の評価や改善方策の検討について支援していきます。【都市計画課】

## 2) 補助制度の活用によるバリアフリー\*の誘導

- ▶ 市民の日常生活に欠かせない小規模な店舗等においては、出入口に段差があることなどにより、高齢者や障害者、ベビーカーなどの利用に大きな支障を及ぼしています。市では「バリアフリー誘導補助制度」を創設し、一定の要件を満たす改修について事業者に補助金を交付することにより、小規模店舗等におけるバリアフリー化について支援していきます。【都市計画課】

### 3 - 2 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保

▶民間施設の協力により、外出に困難をきたす人に対する支援を推進します

#### 1) 民間施設における外出者への支援

- ▶ 高齢者や障害者、子どもや乳幼児連れの保護者などが、外出中に必要が生じた際に、休憩スペース、トイレ、授乳スペース、おむつ換えのためのベビーベッドなどを開放していただくことについて、民間施設への理解を促すとともに、「（仮称）人にやさしいまちづくり支援施設」として登録・参加していただくよう協力を要請していきます。【都市計画課、産業振興課、生活福祉課】

#### 2) まちなかにおける休憩スペースの確保

- ▶ 商店街や駅周辺などのまちなかにおいては、休憩施設の設置場所となるオープンスペースが少ないことから、まちなかに休憩スペースを設けることについて民間施設に理解を促すとともに、沿道施設または敷地内にベンチなどを設置していただくよう協力を要請していきます。【都市計画課、産業振興課、生活福祉課】

#### 3) 民間施設に対する優遇措置の検討

- ▶ 前述の1)2)の取り組みを進める施設については、市のホームページやバリアフリーマップ等に情報を掲載するなど、多くの民間施設からの賛同・協力が得られるよう具体的な優遇措置を検討します。【都市計画課、産業振興課、生活福祉課】

### 3 - 3 民有地における緑化の促進

▶市民や土地所有者との協働により、積極的な緑化を推進します

#### 1) 開発指導による緑の保全・創出

- ▶ 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」では、畑及び山林を住宅用とする一定の敷地面積以上の開発事業等について、一定割合の公園や緑地を確保するよう規定しています。同様に「西東京市みどりの保護と育成に関する条例」では、一定の敷地面積以上の施設や開発に対しては、緑化面積の最低限度を定めるとともに、接道部を緑化することや塀を生垣にすることなどを定めています。これらの条例に基づき、市では、施設管理者や開発事業者への指導を行い、宅地や施設敷地内の緑が適切に確保されるよう指導していきます。【みどり公園課・都市計画課】

#### 2) 市民・事業者による緑化の推進

- ▶ 住宅地における緑化を推進するため、年に1回、市民に苗木を無料で配布しています。また、宅地と道路の接道部の緑化を推進するため、新たな生垣の造成と、それに伴うブロック塀の撤去費用に対する助成を行っています。このほか、保存樹等の指定基準\*に該当する樹木や生垣で市の指定を受けた保存樹木・保存生垣についても補助金を交付しています。
- ▶ 今後も、緑に親しむ環境づくりや災害時の被害抑制に向けて、これらの事業を継続していきます。【みどり公園課】

#### 3) 農を通じた市民との交流の促進

- ▶ 市が農地を無償で借り上げ市民に貸し出す「市民農園\*」、種まきから収穫まで一連の農業指導を受けながら農と親しむ「体験型農園\*」を今後も継続し、農業に触れたい市民のニーズに応えていきます。【産業振興課】
- ▶ イベントとして実施している農業体験や農業景観散策会\*についても継続的に実施し、市民の都市農業への理解を深め、農地の保全意識を高めていきます。【産業振興課】

#### 4) グリーンバンク制度の利用促進

- ▶ グリーンバンク制度は、不要となった移植可能な樹木を申請に基づき市に登録し、引取りを希望する別の市民に無償で斡旋する制度です。登録情報は、市ホームページや所管窓口で公開しています。現状では、斡旋件数は少ない状況ですが、市内の貴重な緑を維持していくために、利用者の増加に向けた方策を検討していきます。【みどり公園課】



東大農場



早稲田大学東伏見キャンパス